

自動車燃料費等助成事業について

本事業は、重度の障害のある方の社会参加を目的として、自動車燃料費及び車両維持費に要した費用の一部を年間最大 20,000 円まで支給するものです。

以下の【注意事項】に留意し、受給開始後、それぞれに該当する場合は必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

注意事項

- 1 現金支給の方法は申請時にご指定していただいた口座（原則として対象者本人の口座）に振り込みます。

2 現況届について **提出×切：令和7年9月30日**

7月末に送付する現況届について、必要事項を記入いただき、自動車検査証の写し及び自動車の所有者の運転免許証の写し（いずれも有効期限内のもの）を添えて、提出締切日までにお住いの区の保健福祉センターへご提出ください。

提出締切日を過ぎても現況届の提出がない場合、支給停止となりますのであらかじめご承知おきください。

※令和5年1月4日以降に購入等で新しく自動車を取得した方や自動車検査を行った方は、自動車検査証がA6サイズとなりました。A6サイズのものをお持ちの方は自動車検査証の写しと併せて「自動車検査証記録事項の写し」をご提出ください。
※運転免許証がマイナ免許証のみの方は、運転免許証の写しの代わりに、マイナ免許証読み取りアプリ、マイナポータル等から免許情報画面を印刷したものをご提出ください。

※現況届には概ね5月末時点の利用者情報を記載しています。

- 3 支払回数は最大2回です。

対象期間	該当月	支給額	支給月
第1期	8月、9月、10月	5,000円	令和8年2月
第2期	11月、12月、1月	5,000円	令和8年2月
第3期	2月、3月、4月	5,000円	令和8年8月
第4期	5月、6月、7月	5,000円	令和8年8月

令和7年度の支給月等は上記のとおりです。上記の該当月に受給資格があった場合に、対象期間に対応する金額を支給月に振り込みます。

例：令和7年8月から令和8年2月まで受給資格があった場合

令和8年2月に10,000円（第1期、第2期分）、令和8年8月に5,000円（第3期分）をそれぞれ支給月にご指定いただいた口座へ振り込みます。

- 4 下記の事項に変更が生じた場合は速やかに裏面のお問い合わせ先で手続きをしてください。

- （1）住所または氏名
- （2）障害程度

- (3) 振込指定口座（原則として対象者本人の口座）
- (4) 自動車燃料費等助成に登録している車両または所有者の変更

5 下記に該当する場合は受給資格が喪失しますので、お手続きをお願いいたします。

- (1) 市外へ転出、死亡等により住民票が千葉市になくなった。
- (2) 障害者手帳の資格を喪失した（等級変更も含む）。
- (3) 自動車燃料費等助成の登録車両を他人に売却・譲渡した。
- (4) 運転免許証の返納等により自動車の運転をしなくなった。
- (5) 令和7年8月1日から1年を経過しても現況届が提出されないとき。
- (6) その他（自動車検査証の有効期間が過ぎている等）

※（5）の場合、お手続きは不要ですが、千葉市が対象者の受給資格の喪失を行い、資格喪失決定通知書を送付します。

※途中で受給資格を無くしていたにも関わらず助成を受けていた場合、助成した金額相当分を返還していただきます。

その他

1 自動車燃料費等助成事業から福祉タクシー事業へ変更する方は、

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）または小児慢性特定疾病医療受給者証 をお持ちのうえ下記の担当課へ届け出てください。

〈参考〉福祉タクシー利用券の助成概要

- ・ 運賃の半額（1,300円を限度）を助成する利用券を、年間最大30枚交付（枚数は申請時期により異なります。）
- ・ 1回の乗車につき1枚のみ使用可
- ・ 千葉市福祉タクシー事業協力機関でのみ使用可

お問い合わせ・届出先

- ・ 身体障害者、知的障害者、特別障害者手当等受給者の方は、お住まいの区の保健福祉センター内の高齢障害支援課
- ・ 精神障害者、小児慢性特定疾病重症患者の方は、お住まいの区の保健福祉センター内の健康課

	担当課	電 話	F A X	所 在 地
中 央	高齢障害支援課（身・知・特）	043-221-2152	043-221-2602	中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）13階
	健 康 課（精・小児慢性）	043-221-2583	043-221-2590	
花見川	高齢障害支援課（身・知・特）	043-275-6462	043-275-6317	花見川区瑞穂1-1
	健 康 課（精・小児慢性）	043-275-6297	043-275-6298	
稲 毛	高齢障害支援課（身・知・特）	043-284-6140	043-284-6193	稲毛区穴川4-12-4
	健 康 課（精・小児慢性）	043-284-6495	043-284-6496	
若 葉	高齢障害支援課（身・知・特）	043-233-8154	043-233-8251	若葉区貝塚2-19-1
	健 康 課（精・小児慢性）	043-233-8715	043-233-8198	
緑	高齢障害支援課（身・知・特）	043-292-8150	043-292-8276	緑区鎌取町226-1
	健 康 課（精・小児慢性）	043-292-5066	043-292-1804	
美 浜	高齢障害支援課（身・知・特）	043-270-3154	043-270-3281	美浜区真砂5-15-2
	健 康 課（精・小児慢性）	043-270-2287	043-270-2065	